



県職労HP

webmaster@iwatekensyoku.or.jp

岩手県職員労働組合

vol.04
2025.7

新採用ニュース

～超過勤務手当・夏季休暇について～

超過勤務手当の計算

定められた勤務時間（7時間45分）を超えて働くと超過勤務手当が支払われます。超過勤務を行う場合は、事前に上司から勤務命令を受けます（事前命令）。**超勤せざるを得ないのに命令なしに残業する「サービス残業」はあってはなりません。**



今日の業務の進捗はどう？

今日中に終わらせないといけない業務がありますが、どうしたらよいですか。

では、2時間超勤命令出すよ！



超過勤務の時間帯で支給される額が異なります。

（勤務日の場合）

- ・午前5時～午後10時までの間（通勤時間を除く）
「勤務1時間当たりの給与額」×125/100
- ・午後10時～午前5時までの間
「勤務1時間当たりの給与額」×150/100

※ 月60時間を超えて超過勤務をした場合には、60時間を超えて勤務した時間に150/100（勤務時間が午後10時～午前5時までの間は175/100）の超過勤務手当を支払う

退庁の際に押す、「退勤登録」の勤務記録は、**超勤支給額の計算と連携されていません。** 命令を受けた時間と実際に超勤した時間が異なる場合は、必ず実績登録で正しい時間に修正してください。

退勤登録



要確認!!

定時17:15以降に少しでも仕事をしたのであれば15分、30分、45分でも適切に超過勤務命令をつけよう！
30分の超過勤務であれば、1時間の残業代が出るよ。



自分の超過勤務手当額を計算してみよう！

①勤務1時間当たりの給与額を計算（単価）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{例) 高卒 (1級9号)} & 195,800 & \times & 12 & \div & 1867.75 & = & 1,257 \\ & (\text{円}) & & (\text{月}) & & (\text{今年度1年間} & & (\text{円/h}) \\ & & & & & \text{の勤務時間}) & & \end{array}$$

(基本給額＋一部手当※1)

$$\boxed{} \times 12 \div 1867.75 = \boxed{}$$

※1 一部手当の例
初任給調整手当
特殊勤務手当(月額で定められているものに限る)
→徴税手当、社会福祉業務手当など
農林漁業普及指導手当

②勤務時間を確認のうえ超過勤務手当額計算

例) 高卒で午後5時15分から午後7時15分まで超勤した場合

$$1,257 \times 125/100 \times 2 = 3,142$$

(円/h) (支給割合) (h) (円)

$$\boxed{} \times 125/100 \times \boxed{} = \boxed{}$$

(円/h) (支給割合) (h) (円)

超過勤務の実際の実績時間は総務事務システム→勤務時間管理システム→整理簿で確認できます。

※実際の支給額については翌月の給与支給明細書を確認してください。

毎日の15分や30分の超過勤務が積み重なれば1時間、2時間分の超過勤務にもなります。
例えば15分、30分の超過勤務を積み重ねることによって毎月の組合費もだいたい賄えることができるので、超過勤務をした分は少しでもしっかりと超過勤務命令をつまみましょう！

通勤災害の対象にならないことも？！



仕事の行き帰りに事故にあった際は通勤災害認定されます。しかし、退勤登録ボタンを押した後に超勤（隠れ超勤）を行ってしまうと、本当に勤務していたか確認がとれないため通勤災害認定されないことにもなりかねません。きちんと申出し、超勤命令も手当ももらいましょう！

おかしいな？と思うことがあれば、先輩や労働組合に相談してください。



夏季休暇でリフレッシュしよう

年次休暇とは別に6月～10月にかけて「夏季休暇」を連続して5日間取得できます。

「夏季休暇」は休暇の種類としては特別休暇に該当します。かつて、夏季休暇は3日間、期間も7月～9月でしたが、日数が不十分と不満の声が多くありました。そこで、県職労が夏季休暇の日数増を何度も要求し続けた結果、**2014年度から5日間に拡大されました。さらに、2024年から期間も6月～10月に拡大されました！**

夏季休暇は、職員の権利です。5日まとめて取得しリフレッシュしましょう！

(※やむを得ない場合は分割取得もできます。ただし、時間単位の分割はできません。)

